

**日程第5 議案第1号 令和3年度橋本市
一般会計補正予算（第2号）に
ついて**

○議長（小林 弘君）日程第5 議案第1号
令和3年度橋本市一般会計補正予算（第2号）
について を議題といたします。

これより質疑を行います。

便宜、補正予算説明書により歳出から款別
に行います。

補正予算説明書の令和3年度一般会計補正
予算（第2号）の9ページをお開きください。

まず、2款総務費、9ページから12ページ
まで質疑ありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）10ページの一番上、自
治会に要する経費000236、説明書の円グラフ
を見ていただきたいんですけど、これ、コミ
ュニティ助成金というのはほんまにありがた
くいろんな分野で活躍していただいております
ですけど、一般財源を入れとるとというのが、
僕、記憶が間違っていたらごめんなさい。こ
れだけ足してあげやんと、コミュニティ助成
事業満額出ないのかなという素朴な質問1個
と、もう一個は、総務の今後の見解を聞きた
いんですけども、今、物価とかいろいろ上が
っていますよね。木材の調達も無理やし、コ
ロナが収束したらまたものの価格が安定して
くると思うんですけども、集会所ってなつた
ら、新設の集会所は今までがいくらで建て
て、どれだけ補助を出せとったかというの
は別なんですけども、上限もあると思うん
ですけども、県の福祉まちづくり条例とか
あると思うんですけども、オストメイトを
つけなさいとか、障がい者の車椅子が入
るようにとか、条件の定義が上がってきたら、
例えば、今ま

で1,000万円ぐらいで造れて500万円ぐ
らいの補助を出せとるんやって、上限が2
分の1で県が500万円とか、そういうイ
メージを持つたんですけども、一つの集
会所にかかる単価が条件付でぐんと上
がってなってくる。そういったとき
のために、例えばまたしつこいよ
うなんですけど、ふるさと基金とか一
般財源をもうちょっと充ててあげると
か、やっぱり上からの約束事で単
価が上がってしまうことに対して
今後の社会情勢、どういうふう
に考えているのか。このままでい
きますというんやったらその答
弁でもいいんですけども、その
二点だけお伺いいたします。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）まず、一点目の
一般財源を投入している理由ですけれど
も、この予算につきましては、コ
ミュニティ助成を利用したコ
ミュニティセンター、集会所の
補助金の対象が3,000万円とい
うことで、これは補助の中に入
っております。ただ、それ以外
の市単独の集会所の新築補助
2件分の900万円と、あと集
会所の改修助成、それと掲
示板の助成もあるんですけ
れども、そこら辺の市の要
綱に基づいた補助について
は市単の事業となっております
としまして、コミュニティ助
成の対象である3,000万円
については補助で対応して
いるということでございます。

それとあと、今後の状況です
けれども、補助金で頂くコ
ミュニティ助成につきましては、
地域振興財団でしたか、名
前を忘れましたけれども、
そちらの所管になります
のでそれは何とも言えませ
んけれども、市の単独の
補助金につきましては、
現状はこのままでいき
たいというふうに考えて
います。ただ、議員お
っしゃるように、物
価が極端に上がってとい

うふうな状況があればですけども、そういう場合については検討する必要があると思いますけれど、現状の物価の上昇でありますとかそういう状況を勘案しますと、現状のままでは対応したいというふうには考えております。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）的確な答弁をありがとうございます。そしたら、その状況、物価が上がればという状況やったら検討しますと言っていたんですけれど、県に基づく福祉まちづくり条例で、この機械をつけなさい、あの機械をつけなさい、これがなかったら通りませんという建築基準法云々の話になったときに、そういうお金をちょっと足すとか、別基金を持ってくるとかという考えはありますか。もしくは検討の中に入れていただけますか。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）そういうふうに福祉のまちづくりの関係でいろいろな設備をつけなければいけないということで、建設にあたって建設費用が上がっている状況はあるかと思えますけれども、現状においては今の要綱のままの補助率で対応していきたいというふうに考えておりますので、今、議員おっしゃるようなことについては現状は考えておりません。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）今のところなんですけども、聞く機会というのがなかなかないのかなと思って、ここで若干ずれるかも分かりませんが、古佐田区に対して1,500万円のコミュニティ助成があって、これ、新築ということで、古佐田区は開発の土地を購入して、そこに新築という計画があるわけでありまして、もともとの集会所といいますか区民会館があるん

ですけども、新しい古佐田集会所ができれば区民会館が必要なくなってくるのかなと思いますし、大変老朽化しておると思うんですけども、この区民会館、元の分についてはどういう話になつとるのかなど。もともと古佐田区民会館の所有者というか地権者が古佐田区なんか橋本市なんか、土地と建物についてはどういう状況になつとるのか。それ、今度新しい集会所が補助金で建設されたときに、その古いところをどうするのかということについて、若干ここでしか聞くことができないんでね。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）旧の集会所、古佐田区民会館ですか、そちらについては除却をするというふうには話は聞いておりますけれども、その時期についてはまだ聞いておりません。

○議長（小林 弘君）6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）区が除却するということは、区の財産ということでよろしいでしょうか。土地はどうなんでしょう。その辺、建物と土地についてはどこが所有しているのか。古佐田区が除却するということは、古佐田区のものでないと除却でけへんでしょう。そこら、答弁だけ。

○議長（小林 弘君）総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）建物については区の所有で、土地は市の土地をお貸ししております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、2款を終わります。

次に、3款民生費、4款衛生費、11ページから12ページまで、質疑ありませんか。

8番 杉本君。

○8番（杉本俊彦君）12ページの一番下です

けれども、1,352万6,000円なんですけれども、これ、医師会などへの委託料を増額するための予算やけど、今言うたみたいに物が来えへんのやったら打つことできれへんから、またこれ、予算が減るんですかね。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）こちらの予算につきましては、議員のおただしのおり集団接種に関する委託料の増額補正となっています。土曜日の接種については、今のところ当初の予定どおりの接種回数で予算を確保させていただきたいと思っております。この後、もし先ほど申し上げましたようにワクチンが潤沢に入るようになれば、接種を予定どおりの回数に戻すということで、土曜日については300回を6回分、それと日曜日につきましては360回分を6クール分準備させていただきたいと思っておりますので、この額は接種の実績によって決算が変わってきます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

16番 田中君。

○16番（田中博晃君）同じところなんですけれども、逆に延びてしまう可能性もあるわけですね。これ、国の100%補助なんですけれども、そういった場合にそういう手数料というかな、出いただくのに、期間が延びた場合にさらにお金がかかる可能性もあるかと思っておりますので、そういった場合は改めて国等にきっちり要求していくのかどうか、お教えてください。

○議長（小林 弘君）健康福祉部長。

○健康福祉部長（土井加奈子君）ワクチンの接種に係る費用につきましては、実績に基づいて国のほうからお金が交付されますので、実績に基づいて請求させていただきます。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、3款、

4款を終わります。

次に、6款農林水産業費、7款商工費、13ページから14ページまで、質疑ありませんか。

8番 杉本君。

○8番（杉本俊彦君）14ページの1番上です。

これ、農林水産業費なんですけれども、この内容なんですけど、ここを見ていきますと、交流ある大阪の自治体との連携を強化して、協力農家が生産した棚田米を学校給食米として納入する予算を計上したとあるんですが、これ、橋本市の農業だけじゃなしに大阪からの米も学校給食に使うというようなシステムを構築する費用と考えてよろしいんでしょうか。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）議員のおただしにお答えさせていただきます。

今回予算を計上しているのは、議員が言われた内容ではありませんでして、大阪府の自治体に橋本市の米を一部学校給食の米として活用いただくという、そういう内容でございます。

○議長（小林 弘君）ほかに。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）今、杉本議員が言われたところと同じところなんですけども、まずは協力農家という言葉が出ているんですけど、これが何件ぐらいかということをも一つ。

その次に、国庫の補助金なんで、担当課長、物すごく農業に従事しておられてしっかりした方なんでほっといても大丈夫だろうと思うんですけど、過去の経済建設委員会のオブザーバーで傍聴していたときの説明の中で気になったのが、付加価値をつけたブランド、高野精進野菜、ブランド力というふうにイメージしているんですけども、数を増やし過ぎちゃうとブランドの付加価値が薄れてきて、あれもこれもになると定義がややこしくなると

いうこと、その点についていかがかということが二点目。

三つ目に、これをしていくことで国費補助、市費はほとんどいらないうですけど、やっぱり人件費とかいろんな諸経費がかかってまいります。売上げの見込みと、今後、その生産者のどれだけ感謝されるように想定しておくか、この辺がお伺いしたいことです。

ほんで長くなるんですけども、商工費も絡んでおるんで、すいません、2回しか聞けないので。商工費の説明書にもあるように、14ページのシティセールス推進課の分なんですけど、これも産業振興基金を使っております。これ、ふるさと納税でございます、はっきり言うて。これを使って今回、僕、飲食店関連の一般質問をしとるんでかみつくわけではないんですけども、これをする事でどれだけの費用対効果を得ようとしているのか。

この点を、合計四つぐらいかな、お願いします。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）まず、答弁もれがあればご指摘ください。

まず今回、農林振興課のほうで計上させていただきます農林振興に要する経費、それから農産物産地化事業に要する経費につきましては、主として高野山麓精進野菜をより多く県内外に発信しようという取組でございます。現在、高野山麓精進野菜に取り組んでいただいている農家の方は78農家ありまして、うち、実際、生産や販売に取り組んでいただいている農家は13農家でございます。

議員おただしのように、広くしてしまうとなかなかというお話も確かにあるんですけど、実際、農産物については随時、より品目を多くしたり、そういった協議もしながら取り組んでいるところです。特に農産物というのは春夏秋冬、それから季節による物等いろいろ

ございますので、そういったことを関係機関と議論をしながら取り組んでいるということでご理解いただきたいと思います。

それから、低農薬等を農家の方が、日誌等をきっちりつけておられる方もおられるんですが、そういった状況が新たに高野山麓精進野菜に取り組もうとしたときに、なかなか分からないという方もおられます。そういったことを携帯の端末等で、いつ水やりをした、それから農薬を散布した、上限に達していませんよとか、そういった情報をきっちり把握できるように、今回のシステム構築の委託料を計上させていただいたところです。

あと、これはこういった事業をするにあたって、もちろん人件費等もございますが、今現在、高野山麓精進野菜を販売しているのは、やっちゃん広場でございます。今後、いろんなところで注目をしていただくよう、例えば高野山金剛峯寺に奉納させていただくとか、それから昨日来、飲食店のお話も頂いたんですが、橋本市内の飲食店で高野山麓精進野菜を使っていたかというような、そういった申入れも飲食店の方にさせていただいて、広く高野山麓精進野菜を県内外に発信するのも確かなんですけども、橋本市に来ていただいてここでしか食べれない、で、買っていただくという、そういうシステムづくりが非常に大事だと今後考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

具体的な数字として、これぐらいの効果があるというのは現状でははっきり申し上げられないんですけども、やっちゃん広場等では、高野山麓精進野菜の売上げが徐々にではあるんですが、週末、土日だけやったのを平日も含めて販売するという、そういったところを取り組んでいる状況ですので、ご理解いただきたいと思います。

あと、シティセールスにおいて産業振興資

金の関係です。こちら、当初予算で予算を計上させていただいていたんですが、実際、当初予算で計上した分については既に映像の制作であったりスポーツ用品の製造、それからウェブプロモーション等の申請がありまして、令和3年度予算を既に使う予定をしております。今現在、新たな事業所、このコロナ禍においても新規でいろんな取組をしたい、設備投資をしたいという相談があります。そういったところに行政としてしっかりと支援するという含めて、今回、補正予算を上げさせていただいたところです。

基金を取り崩すということについては財政当局と協議をしながら、この創業促進事業補助金についてはそちらの基金を活用させていただくということで取り組んでおりますので、ご理解ください。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君、指摘お願いいたします。

○12番（堀内和久君）もう一個再質問をしたいので、気を悪くせんとってください。答弁もれということで。

売上げの見込み、きっちり分かりませんがと言うてくれとるんですけども、農家の数もしてくれる人も分かりました。どれぐらいの見込みというのは、田んぼ何枚に対して何ぼぐらい売上げがあって、買うてくれるところがこれぐらいあると。システム構築は分かったし、精進野菜のあれもよう分かりました。その部分だけきっちり教えといてください。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）お米の話になりますと、取引、JA等で取り組んでいる価格、それから直接農家が個人に販売している価格等で差異があると思います。そういったことも含めて、相手方の自治体と今現在協議をさせていただいておりますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）分かりました。見込みは農林振興課、割と数字に強いんで、きっちり何枚で一反何ぼぐらいって、米を作つとる人とかやったら分かると思うんで、これぐらいの見込みで単価がこれぐらいで、これぐらいの見込みがあって、農業者がどれぐらい利益があるかということはやっぱりいずれ来る会計のためにも置いといたほうがいいと思います。

二つ目質問させてもらうんですけども、結局、嫌味を言うんですけど、これ、飲食店にも使っていただくようにと言うてましたけど、使ってくれますかね。そこなんですよ。だから、これは一般質問と重複することなんで控えますけど、やっぱり飲食店に、しつこいようですけど市場調査等はしないけども、これをどうですかと売りには行くんですよね。そういうPRはするんですよね。そこなんですよ、僕が言いたいのは。この間から高野精進野菜って担当が一生懸命頑張っているのを知っていたから、一緒に行ったら何うところ半分で済むじゃないですか。これが行政の縦割りの面倒くさいところやなと思うんです。やっぱり雨が降るとときに傘を差したらなあかん。こっちもこういうええ政策を打つとるときに早く情報を、先輩議員の質問やないけども、情報を提供して決めるのはおたくらですと。ここなんですよね。これを要望とさせていただきます。よろしく申し上げます。そこについては答弁は結構です。

商工費のところは答弁を欲しいんですけども、これも（二次創業を含む）ということは、現状商売をしている人がサイドメニューじゃないけども、その創業も含まれるということやけど、そこまで店余裕あるかな。補助金をもうても自分のマンパワーと自分の人力もついでいかなあかんということで、この補助金

を出しても、さあ、やっだろうというだけの、このタイミングでそんな馬力のある飲食店がおるかなと思ってしまいます。この辺の新しい何かを立ち上げようとしている人に支援するのは大賛成です。この辺の二次創業の定義、ルール、商品はどこまで、保健所とどういうすり合わせができるか、この辺のきっちりしたルールができているのであればお答えください。できてないんであれば今後の計画だけ。それを2回目の質問とさせていただきます。

○議長（小林 弘君）経済推進部長。

○経済推進部長（北岡慶久君）創業促進事業補助金につきましては、要綱を定めて支出をさせていただきます。お問合せ、今現在頂いているところについては、飲食店関係者等だけではなくて、他の事業をされている方もおられます。今現在、相談があるのは他の事業をされている方です。そういったところ、本来ですと予算の範囲内というところもあるんですが、私たち担当としましては、このコロナ禍の折、本当に大変な状況でも新たな創業をというふうに考えておられる事業所の方がやはりおられますので、そういったところにきっちりと応えていきたい、そういう考えでおります。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、6款、7款を終わります。

総務部長。

○総務部長（小原秀紀君）先ほど2款、10ページの審議の際に、12番議員からご質問がありましたコミュニティ助成の答弁の際に、私、コミュニティ助成の交付を頂いているのを地域振興財団というふうに言いましたけれども、間違っております。一般財団法人自治総合センターですので、おわびして訂正いたします。どうも申し訳ございませんでした。

○議長（小林 弘君）よろしくお願ひします。

次に、8款土木費、9款消防費、13ページから16ページまで、質疑ありますか。

14番 樽井君。

○14番（樽井豪男君）それでは、土木費の河川費の中の河川管理に要する経費、学文路地区浸水対策設計委託料929万8,000円。だいたいの内容は分かるんですけども、割と大きな委託料ということで、今回、地方債が920万円も起債が借りれるということで、恐らく職員の手も足りない中で大きなこの有利な起債を活用したとは私は思うんですけども、その起債の充当率はどのくらいか。それと、この本体の設計料の委託料については、内容について若干お聞きしたいと思います。もし説明していただければ、設計内容をお願いいたします。

○議長（小林 弘君）財政課長。

○財政課長（井上稔章君）まず、地方債の充当率についてお答えいたします。こちらは緊急自然災害防止対策事業債となっております。充当率は100%となっております。

以上です。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）河川管理に要する経費の設計の委託料の内訳ですが、今後工事も予定しているんですが、工事概要としましては、ポンプ、配水量としては1分間当たり10m³のポンプ2基、それとポンプを設置するためのポンプ槽、それからそれらを制御するためのポンプ制御盤、それと紀の川へ堤防を越えて直接排水を考えておるんですが、それを排水するための排水管と、河川の敷地内の導水路等を予定するための工事のための設計となっております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

14番 樽井君。

○14番（樽井豪男君）一応、ポンプ2基とい

うことで10 tと20 t、そして今、既設がまだ20 tと、それとポンプ車が30 tということで、合計70 tがここに投入できるということなんですけども、この設計の段階で1分間で10 tが仮に15 tとか、もうちょっと大きいものにできる可能性があったのか。恐らく堤防の定規断面とかがあって一時的な分があって、深いピットがつかれないという中で、恐らく私は10 tが限度かなということで設計されたと思うんですけども、もしその辺り分かればお願いいたします。

もう一点、団地内の排水対策、いろんな勾配も悪いんで、この設計の中にはそういったものは見込まれておるのか。

その二点をお願いいたします。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）ポンプ容量の選定の理由ですが、このポンプを設置するにあたっては、国土交通省と和歌山県、紀の川流域の関係市町村から構成する紀の川流域における浸水検討会において、紀の川の河川整備計画で定められた整備を完成させた時点での効果を整理され、その中で学文路地区に排水ポンプを設置することで紀陽団地内の浸水被害の軽減対策として効果があるという結果を受けて今回設置するんですが、その検討結果の中で、今回のポンプ容量を設置することによって国の将来、紀の川の小田の狭窄部対策が整備された時点で、まだ残る浸水区域、これは平成29年の台風10号をシミュレーションとして解析を行っておるんですが、それらの浸水被害が残るところを解消するためにはどれぐらいのポンプが必要かというようなところから容量を算定しております。それと、ポンプの規模と設置する場所というところもあって、1分間当たり10 tのポンプを2台設置したいと思っております。

それから、団地内の排水対策については、

今回の設計の業務には入っておりません。ただ、団地内の道路に埋設されている配水管というのが非常に勾配も悪く、従来から滞水して悪臭の原因にもなっておりますが、2年前からその排水の不良箇所を部分的にですが、改良を行っており、順次改修を行ってまして、今年度も一部修繕を行う予定です。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

6番 辻本君。

○6番（辻本 勉君）今のところの真下なんですけども、市営住宅整備に要する経費の14、工事請負費、市営住宅除却工事費なんですけど、700万円かな。これ、補正で上がってきているんで、どこの市営住宅を除却するんか、お教え願えますか。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）ただ今の答弁の前に、先ほど私、申しました台風の号数が間違っております。台風21号が正解でございます。

それから、ただ今のご質問ですが、市営住宅の真土住宅、この費用というのは、令和3年3月13日に真土地内の市営住宅において火災が発生し、この火災によって1棟4戸に修復不能となる被害がありました。修繕ではなく解体工事の必要が生じたため、解体工事に係る設計費と工事費の予算を提案しております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）16ページ、002403、同じ河川なんですけども、前年度、発電機を買っていただいて、割と前の建設部長の置き土産というか勢いのある方として、市長の決断も頂いてありがたいと思っています。台風21号の水位をベースに考えていただいた。まず、根本的にはそれ以上の台風が来たら計算外や

というのは理解します。その中でお伺いするんですけども、早い話が今後、あと数台って、多分、僕、厚かましいんで、またあと1台、またあと1台と言うと思います。それに対しての検討というのはしているのか否かはまず一点。

もう一個は、これで何m³とか河川の底をちょっと下げたわけです。樋門が整備される。今回、市長がポンプ車を買ってくれた。このポンプもつけた。どれぐらいの水位が下がる、何cm下がるって、だいたいシミュレーションができると思うんです。何が言いたいかというのは、床上の人が床下になる、床下の人が無害になる、この定義に今回のポンプ二つでどれぐらいいけると予測しているのか、技術的見解をお聞かせください。きっちりとしたセンチまででなくてもいいです。お願いします。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）今回、ポンプを設置しようとしている、それ以上のポンプを設置するという事は、今の時点では考えておりません。先ほども申しましたが、紀の川の河川整備計画で整備が完成された時点の検証ということでやっておりまして、平成29年の台風21号の同じ条件の下で解析を行って、今回のポンプを設置することによって被害が軽減していくということです。

具体的な被害の軽減ですが、シミュレーションの中では、国土交通省における計画としては短期計画と長期計画の二つの時期に分けて解析を行っております。短期計画というのは、令和4年時点で対策内容としては今、ここ2年ぐらいでやっていただいた河川内の土砂の撤去、樹木の伐採等の完了した時点。長期計画というのは、小田の狭窄部の対策が完了した時点。この二つの時期で解析を行っておりますが、それらの時期で平成29年10月

の台風21号の降雨を基に、学文路地内の浸水の家屋数、高さではなく家屋数をシミュレーションしております。

その家屋数のシミュレーションでは、床上浸水戸数は平成29年当時は112戸、床下浸水戸数は45戸、合計157戸となっておりますが、実際の浸水戸数は若干違っておりまして、ほぼほぼこの近似値が計算されているということになっております。ここでは床上浸水戸数のみをピックアップして説明しますと、平成29年10月のシミュレーションによる床上浸水戸数は112戸、国による先ほど申しました短期計画の完了時点での検証では、床上浸水戸数は36戸まで減少します。今回のポンプを増設した場合の床上浸水戸数は11戸まで減少するという計算になっております。また、国による長期計画の完了時点では、床上浸水戸数はゼロ戸になります。床下浸水戸数は49戸残りますので、今回のポンプ、残ります。今回のポンプを増設した場合は、床上・床下ともゼロ戸になるという再現計算となっております。ただし、この検証というのはあくまで平成29年の台風21号の降雨を基本としておりますので、今後、洪水発生時、雨は同じ降り方をしないので他の降雨では条件が異なり、また当然、結果も異なってくるというようなことになってきます。土砂の撤去や樹木伐採は令和4年時における検証のため、今後、土砂の再堆積や樹木の成長に合わせての対策が必要になると考えます。

○議長（小林 弘君）12番 堀内君。

○12番（堀内和久君）細かい丁寧な説明、大分シミュレーションしてやってくれとったんやなというのがひしひしと伝わります。ただ、高齢化も進む中で、団地に住んどる人、若い世代もおるし、今、建設部長、きっちり説明してくれたんで、何となく僕、素人でも今伝わってきて分かります。ただ、現場に対して

既に説明に行ってくれて、ちゃんと聞いたよという人もおるし、ちょっと分かりにくかったという人もおるんです。

今、きっちりした根拠を数字で述べてくれたと思うんですけど、最高にちゃんとポンプが機能したら、36が最終11戸、床上が残るかもしれないというような話やと思うんです。だから、あと一歩じゃないですか。ここまで努力してくれたんやから。僕はこういう平均的な推移とか、何軒の戸数で調べるというのも確かに省庁と技術屋さんの観点で間違いとは言わないんですけど、一方、素人目線で言うのもおかしいんですけど、一番つかった家が二、三軒あると思うんです。最高につかったところが、床上が床下になるように、単純に何十cm、何m³って、これ、僕みたいなど素人でも建設部局のレクチャーを受けて分かるんですね。あと残りの11戸というのがあとちょっとやないかということ、これ、要望とさせていただきます。そこに関しての答弁は結構です。

ただ、この排水云々をクリアしていくのに、もうちょっと地元に対して難しい話でなくて、あとこれだけでこれだけの量が減るんだと、もうちょっと説明したってほしいというのが、この間からの説明会で思ったんです。みんながみんな細かい技術的な根拠の説明が分かるとは限らない。やっぱり説明を受けた者の心にしっかりした上で、防災上の構えをしないといけない。だから、僕はシンプルに残り11戸、一番つかったところの高さ、これを水位何ぼ下げるためにはあとポンプ1台か2台ぐらいで、概ね川底と樋門がクリアできてたら大丈夫ですよというのが政治的成果やと思うんです。その点の今後の説明と要望で終わるんですけども、今後のポンプ増設については要望で終わって答弁はいいんですけども、この説明、残り11戸というふうな表現の説

明をどういうふうに説いていくかということに対しての上出来な見解になるんですけど、答弁をください。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）短期対策の完了とポンプの増設によって、床上浸水戸数が減っていった11戸になるというようなことに計上はされとるんですが、ポンプを増やしていけば床上浸水戸数が減るかというの併せて検証をしていただいています。具体的には資料を持っていないんですが、ただ、あまりポンプ容量を増やしても、11戸のところは大きな変わりがなかったというような検証でもあったような気がいたします。同じ雨というのがなかなか降るといことはないので、市としたり一番浸水被害の軽減の効果があるというのは、小田の狭窄部の対策というのが紀の川の水位も下げるといことがこの検証のところでも出ておりますので、その対策を一日、一年でも早くやっていただくというのが、浸水被害の軽減にもつながると考えますので、引き続き国にも要望していきたいと考えております。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。

8番 杉本君。

○8番（杉本俊彦君）今の平成29年の台風21号のときの大谷川に流れ込んでくる水量は毎分もしくは毎秒でも結構ですけど、何m³あるかだけ、参考のために教えてください。

○議長（小林 弘君）建設部長。

○建設部長（西前克彦君）平成29年の台風21号時点の大谷川の流量は、1分間当たり最大で1,254m³となっております。

○議長（小林 弘君）8番 杉本君。

○8番（杉本俊彦君）今までのを足して30m³と20m³と今回新たに20m³というので、合計70m³ですよ、分当たり。入り込んでくる水の量が1,254って桁が違いますよね。これで効果

があるかないかと言えば、効果はありますよ。でも、住民の人がゆっくり寝れる形かどうかというのは、これは非常に問題があるんじゃないかなど。効果があるという言い方しかずっとしてないんで、なくなるという言い方はしてないんですよ。これ、どんな小さいポンプであろうが大きなポンプであろうが、つければ効果はありますよ。これでいいのかという気はしますけれども、そこのところよろしくお願いします。結構です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。
建設部長。

○建設部長（西前克彦君）ポンプの容量なんですけど、今現在設置しているポンプが、10 tのが2台常時設置しておると、排水ポンプ車で30 t、それから今回設置しようとしているポンプが20 t、それプラス、エンジンポンプといいまして、3.2㎡のエンジンポンプも常備しております。それから建設協会に協力を得て、4 tのポンプを4台、降雨の状況によっては設置するような体制も取れておりますし、あと、過去の平成元年のポンプの設置状況からすると、県の排水ポンプ車もお願いして30 tのポンプがついております。それから、ポンプだけでは対策というのは限られておりますので、紀の川の河川改修で水位を下げるということも大事ですし、的確に避難判断、避難行動につなげる情報の周知というのも大事だと考えております。

以上です。

○議長（小林 弘君）ほかにありませんか。
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ありませんので、8款、9款を終わります。

次に、10款教育費、15ページから18ページまで、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、

歳出を終わります。

引き続き、歳入に入ります。

5ページをお開きください。

歳入全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑ありませんので、歳入を終わります。

それでは、歳入歳出全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）質疑がありませんので、これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となっております議案第1号については、委員会の付託を省略いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）ご異議がありませんので、委員会の付託を省略することに決しました。

この際、11時まで休憩いたします。

（午前10時43分 休憩）

（午前11時00分 再開）

○議長（小林 弘君）休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程に従い、議案審議を行います。

これより議案第1号の討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林 弘君）討論がありませんので、討論を終結いたします。

これより、議案第1号 令和3年度橋本市一般会計補正予算（第2号）について を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんので、本案は原案のとおり可決されました。

日程第6 議案第2号 令和3年度橋本市
病院事業会計補正予算(第2号)
について

○議長(小林 弘君) 日程第6 議案第2号
令和3年度橋本市病院事業会計補正予算(第
2号)について を議題といたします。

これより質疑を行います。

全般について行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 質疑がありませんので、
質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただ今議題となってお
ります議案第2号については、委員会の付託
を省略いたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんの
で、委員会の付託を省略することに決しまし
た。

これより討論に入ります。

討論する方ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) 討論がありませんので、
討論を終結いたします。

これより、議案第2号 令和3年度橋本市
病院事業会計補正予算(第2号)について を
採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議あ
りませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長(小林 弘君) ご異議がありませんの
で、本案は原案のとおり可決されました。